

# 令和7年度オンラインコミュニティ「日々三重」企画運營業務委託 仕様書

## 1 業務の名称

令和7年度オンラインコミュニティ「日々三重」企画運營業務委託

## 2 目的

三重県では、三重県外に在住の移住検討者や地域と関わりたい方と三重県内の地域の方々が交流し、三重県への移住や地域と継続的につながるきっかけを創出するために、令和5年度から Facebook グループと Instagram アカウントにより、オンラインコミュニティ『日々三重』を立ち上げ、運営しています。令和7年度においては三重県外在住の方の参加をさらに促進するとともに、オンラインとリアルの両輪での県外ユーザー<sup>※1</sup>と県内ユーザー<sup>※2</sup>の交流促進を図ることを目的として、オンラインコミュニティ「日々三重」の企画運営を行います。

また、本県が独自に定めた移住希望者の「カスタマージャーニーマップ」(別添資料1)のペルソナを対象に、三重県での暮らしを体験するイベントを実施することで、三重県の住みやすさを効果的に体験いただき、移住の促進を図ります。

※1 県外ユーザー：三重県外在住の、Facebook グループ「日々三重」の参加者又は Instagram 「日々三重」のフォロワー

※2 県内ユーザー：三重県内在住の、Facebook グループ「日々三重」の参加者又は Instagram 「日々三重」のフォロワー

## 3 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

## 4 業務の内容

(1) 「日々三重」の運営管理

### ア) Facebook グループの運営管理

- Facebook グループ (<https://www.facebook.com/groups/1513311142742459>) 内の投稿やコメント、掲載物等を確認し、県が定めるグループ運営方針(別紙2)に違反するものがあれば、速やかに非表示や削除等の処理を行うとともに、悪質な行為を行うユーザーに対して警告や退会処理等を



を参照)

## エ) 事務局からの情報発信

次の点を踏まえて、Facebook グループ及び Instagram において、コミュニティの活動を盛り上げるための事務局からの情報発信を行うこと。

- ・三重県内の様々な分野で地域活性化に資する活動されている方々や三重の地域ならではの文化、風習等の紹介を行うこと。
- ・主に県外ユーザーを想定したうえで情報発信を行うこと。
- ・契約期間内に Facebook グループ及び Instagram アカウントのそれぞれにおいて、60 回以上の発信を行うこと。
- ・必要に応じてコンテンツを作成するなど、閲覧・拡散されやすい効果的な情報発信を行うこと。

## (2) 交流促進のためのイベント企画運営

次の点を踏まえて、県外ユーザーが地域プレイヤーや先輩移住者、地域住民との交流のきっかけとなる三重での暮らしを体験するイベント（以下、「暮らし体験イベント」という。）を実施すること。

- ・以下のアからウのペルソナ（詳細については別添資料 1 「カスタマージャーニーマップ」参照）をターゲットとした暮らし体験イベントをそれぞれ 1 回以上開催すること。

ア 仕事を変えずに移住型

イ やりたいことの実現重視型

ウ 自然環境や暮らしを重視型

- ・1 回あたり 1 泊 2 日で年 3 回以上実施すること。
- ・主な参加対象者は「日々三重」Facebook グループの参加者の方で、地方移住に関心の高い方（これまでに県が主催する移住関連イベントや、県または移住相談センターへ移住に係る相談をしている方）とし、参加人数は 5 人程度とすること。
- ・暮らし体験イベント実施に係る一切の費用（ただし参加者の宿泊費及び食費を除く）については本契約に含めるものとし、参加者の費用負担については契約締結後に県と協議の上決定することとする。
- ・暮らし体験イベントの実施にあたり旅行業法に反しない方法で実施すること。

#### カ)「日々三重」企画運営にあたっての参加者の募集

県外の移住希望者等に対して Facebook グループへの参加や Instagram アカウントのフォロー、暮らし体験イベントの参加を促すために、次の点を踏まえて、県外向けに周知広報を行うこと。

- ・ Web 広告の実施にあたり掲載媒体や実施時期、クリエイティブの内容等については契約締結後に県と協議して決定すること。また、合計インプレッション数は 1,000,000 回程度を想定する。
- ・ 県外での PR 用として「日々三重」参加者募集パンフレットを 2,000 部程度作成すること。

#### キ) その他グループ運営に関して必要なこと

- ・ 県や市町、地域プレイヤー等から、Facebook グループや Instagram への投稿の要請があった場合は、随時対応すること。
- ・ 本コミュニティの運営に関して相談体制を設けるとともに、問合せがあった場合は適切な対応を行うこと。
- ・ 上記の項目に定めるもののほか、Facebook グループ及び Instagram アカウントの運営上、県が必要と判断する事項については県と協議の上、対応すること。

### **5 委託業務の実施条件**

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また、打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) 本委託業務における実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定する。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議のうえ決定する。
- (4) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。